

東京都内市町村の給与制度の状況 <平成 31 年 4 月 1 日現在>

給与制度の状況については、毎年、各市町村において公表されているところですが、このたび、都内 39 市町村の給与制度の状況について取りまとめましたので、公表いたします。

なお、既に条例又は規則改正が行われており、経過措置中の団体及び改正内容については、表外に記載しています。

1 給料表に関する状況

(1) 最高号給

給料表は、職員に支給する給料月額を定めた表であり、職務の種類に応じ、異なる給料表を団体ごとに条例で定めています。

さらに、給料表は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、職務の級に分類されています。

この項目では、行政職給料表（一）について、「各職級の最高号給」を一覧表にしています。

行政職給料表（一）は、国は人事院の勧告に基づき、東京都や特別区は人事委員会の勧告に基づき給料表を設定しています。一方、都内の市町村は人事委員会を設置している団体がいないため、各団体がそれぞれの考え方で給料表を作成しています。

(2) 高齢層職員の昇給抑制措置

高齢層職員の昇給抑制措置は、50 歳台後半層における公民の給与差を踏まえ、給与水準の上昇を抑制するための措置です。

この項目では、行政職給料表（一）適用職員の昇給抑制措置の「対象年齢」と「内容」を一覧表にしています。

2 諸手当に関する状況

(1) 地域手当

地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。支給率は団体ごとに国基準が示されています。

この項目では、平成 31 年 4 月 1 日現在の「国基準支給率」と「団体支給率」を一覧表にしています。

(2) 扶養手当

扶養手当は、扶養親族を有する職員に対して支給される手当です。

この項目では、「配偶者」「子」「父母等」に対する手当額、及び「特定期間加算※」を一覧表にしています。

※特定期間加算:扶養親族である子で満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合に加算

(3) 住居手当

住居手当は、借家・借間又は持家に居住する世帯主等の職員に支給される手当です。支給に当たって、一部の団体では年齢による制限を設けています。
この項目では、年齢による制限の有無及び「借家・借間」又は「持家」における住居手当の「支給限度額」を一覧表にしています。

(4) 管理職手当

管理職手当は、管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に鑑みて支給される手当です。
この項目では、「課長級・部長級」における管理職手当の「支給額」を一覧表にしています。

3 期末・勤勉手当に関する状況

(1) 期末・勤勉手当

期末手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される手当です。また、勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給される手当です。
この項目では、「一般職・課長級・部長級」における期末・勤勉手当「支給率」、「3月期末」の有無及び勤勉手当の支給基礎額への扶養手当の算入状況を一覧表にしています。

(2) 職務段階別加算率

職務段階別加算率は、役職ごとの職責に応じ、期末・勤勉手当に対して行われる加算のことであり、加算率は団体ごとに定めています。
この項目では、職務段階ごとの加算率を一覧表にしています。

1 給料表に関する状況

(1) 最高号給

平成31年4月1日現在 (単位:円)

団体名	行政職給料表(一)最高号給				
	主事級	主任級	係長級	課長級	部長級
八王子市	324,300	362,500	415,100	455,000	517,800
立川市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
武蔵野市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
三鷹市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
青梅市	324,300	362,500	415,100	455,000	516,900
府中市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
昭島市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
調布市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
町田市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
小金井市	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
小平市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
日野市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
東村山市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
国分寺市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
国立市	324,300	362,500	406,400	455,000	508,900
福生市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
狛江市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
東大和市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
清瀬市	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
東久留米市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
武蔵村山市	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
多摩市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
稲城市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
羽村市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
あきる野市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
西東京市	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
瑞穂町	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
日の出町	324,300	362,500	415,100	455,000	—
檜原村	324,300	362,500	415,100	455,000	—
奥多摩町	324,300	362,500	415,100	455,000	—
大島町	247,600	304,200	350,000	393,000	—
利島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
新島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
神津島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
三宅村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
御蔵島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
八丈町	247,600	304,200	350,000	393,000	—
青ヶ島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
小笠原村	247,600	304,200	350,000	393,000	—

1 給料表に関する状況

(2) 高齢層職員の昇給抑制措置

平成31年4月1日 現在

団体名	行政職給料表(一)適用職員	
	対象年齢	内容
八王子市	55歳超	昇給なし
立川市	55歳超	昇給なし
武蔵野市	55歳超	昇給なし
三鷹市	55歳超	昇給なし
青梅市	55歳超	昇給なし
府中市	55歳超	昇給なし
昭島市	55歳超	昇給なし
調布市	55歳超	昇給なし
町田市	55歳超	昇給なし
小金井市	55歳超	昇給なし
小平市	55歳超	昇給なし
日野市	55歳超	昇給なし
東村山市	55歳超	昇給なし
国分寺市	55歳超	昇給なし
国立市	55歳超	昇給なし
福生市	55歳超	3号抑制
狛江市	55歳超	昇給なし
東大和市	55歳超	昇給なし
清瀬市	55歳超	昇給なし
東久留米市	55歳超	昇給なし
武蔵村山市	57歳超(課長級は55歳超)	昇給なし
多摩市	55歳超	2号抑制
稲城市	55歳超	昇給なし
羽村市	55歳超	昇給なし
あきる野市	55歳超	昇給なし
西東京市	57歳超	昇給なし
瑞穂町	55歳超	昇給なし
日の出町	55歳超	昇給なし
檜原村	55歳超	昇給なし
奥多摩町	55歳超	昇給なし
大島町	55歳超	昇給なし
利島村	55歳超	昇給なし
新島村	55歳超	昇給なし
神津島村	55歳超	昇給なし
三宅村	55歳超	昇給なし
御蔵島村	55歳超	昇給なし
八丈町	55歳超	昇給なし
青ヶ島村	55歳超	昇給なし
小笠原村	55歳超	昇給なし

※1「内容」欄は、標準の勤務成績の場合。

※2 国及び東京都では、55歳を超える職員は昇給なしとしている。

※3 福生市：令和2年4月1日から55歳を超える職員は昇給なしとすることで条例改正済み。

※4 武蔵村山市・西東京市：令和3年4月1日から55歳を超える職員は昇給なしとすることで条例改正済み。

2 諸手当に関する状況

(1) 地域手当

平成31年4月1日 現在

団体名	国基準支給率	団体支給率
八王子市	15.0%	15.0%
立川市	12.0%	12.0%
武蔵野市	16.0%	16.0%
三鷹市	10.0%	15.0%
青梅市	15.0%	15.0%
府中市	15.0%	15.0%
昭島市	15.0%	15.0%
調布市	16.0%	16.0%
町田市	16.0%	16.0%
小金井市	15.0%	15.0%
小平市	16.0%	16.0%
日野市	16.0%	16.0%
東村山市	15.0%	15.0%
国分寺市	16.0%	16.0%
国立市	15.0%	15.0%
福生市	15.0%	15.0%
狛江市	16.0%	16.0%
東大和市	12.0%	12.0%
清瀬市	16.0%	16.0%
東久留米市	6.0%	10.0%
武蔵村山市	3.0%	10.0%
多摩市	16.0%	16.0%
稲城市	15.0%	15.0%
羽村市	6.0%	9.0%
あきる野市	10.0%	10.0%
西東京市	15.0%	15.0%
瑞穂町	0.0%	10.0%
日の出町	0.0%	8.0%
檜原村	0.0%	7.5%
奥多摩町	0.0%	8.0%
大島町	0.0%	0.0%
利島村	0.0%	0.0%
新島村	0.0%	0.0%
神津島村	0.0%	0.0%
三宅村	0.0%	0.0%
御蔵島村	0.0%	0.0%
八丈町	0.0%	0.0%
青ヶ島村	0.0%	0.0%
小笠原村	0.0%	0.0%

※ 羽村市: 条例上、令和2年4月1日から当分の間については10.0%とする。

2 諸手当に関する状況

(2) 扶養手当

平成31年4月1日 現在 (単位:円)

団体名	配偶者	子	父母等	特定期間加算
八王子市	6,000	9,000	6,000	4,000
立川市	6,000	9,000	6,000	4,000
武蔵野市	6,000	9,000	6,000	4,000
三鷹市	6,000	9,000	6,000	4,000
青梅市	6,000	9,000	6,000	4,000
府中市	6,000	9,000	6,000	4,000
昭島市	6,000	9,000	6,000	4,000
調布市	6,000	9,000	6,000	4,000
町田市	6,000	9,000	6,000	4,000
小金井市	6,000	9,000	6,000	4,000
小平市	6,000	9,000	6,000	4,000
日野市	6,000	9,000	6,000	4,000
東村山市	6,000	9,000	6,000	4,000
国分寺市	6,000	9,000	6,000	4,000
国立市	6,000	9,000	6,000	4,000
福生市	6,000	9,000	6,000	4,000
狛江市	6,000	9,000	6,000	4,000
東大和市	6,000	9,000	6,000	4,000
清瀬市	6,000	9,000	6,000	4,000
東久留米市	6,000	9,000	6,000	4,000
武蔵村山市	6,000	9,000	6,000	4,000
多摩市	6,000	9,000	6,000	4,000
稲城市	6,000	9,000	6,000	4,000
羽村市	6,000	9,000	6,000	4,000
あきる野市	6,000	9,000	6,000	4,000
西東京市	6,000	9,000	6,000	4,000
瑞穂町	6,000	9,000	6,000	4,000
日の出町	6,000	9,000	—	4,000
檜原村	6,000	9,000	6,000	4,000
奥多摩町	6,000	9,000	6,000	4,000
大島町	6,500	10,000	6,500	5,000
利島村	6,500	10,000	6,500	5,000
新島村	6,500	10,000	6,500	5,000
神津島村	6,500	10,000	6,500	5,000
三宅村	6,500	10,000	6,500	5,000
御蔵島村	6,500	10,000	6,500	5,000
八丈町	6,500	10,000	6,500	5,000
青ヶ島村	6,500	10,000	6,500	5,000
小笠原村	6,500	10,000	6,500	5,000

2 諸手当に関する状況

(3)住居手当

平成31年4月1日 現在 (単位:円)

団体名	35歳未満 のみ支給	支給限度額	
		借家・借間	持家
八王子市	○	15,000	—
立川市	—	12,000	—
武蔵野市	○	15,000	—
三鷹市	○	15,000	—
青梅市	○	15,000	—
府中市	○	15,000	—
昭島市	○	15,000	—
調布市	○	15,000	—
町田市	○	15,000	—
小金井市	○	15,000	—
小平市	○	15,000	—
日野市	○	15,000	—
東村山市	○	15,000	—
国分寺市	○	15,000	—
国立市	○	15,000	—
福生市	○	15,000	—
狛江市	○	15,000	—
東大和市	○	15,000	—
清瀬市	○	15,000	—
東久留米市	○	15,000	—
武蔵村山市	○	15,000	—
多摩市	○	15,000	—
稲城市	○	15,000	—
羽村市	○	15,000	—
あきる野市	○	15,000	—
西東京市	○	15,000	—
瑞穂町	○	15,000	—
日の出町	○	15,000	—
檜原村	○	15,000	—
奥多摩町	○	15,000	—
大島町	—	27,000	—
利島村	—	26,000	—
新島村	—	27,000	—
神津島村	—	27,000	—
三宅村	—	27,000	—
御蔵島村	—	27,000	—
八丈町	—	27,000	—
青ヶ島村	—	24,000	—
小笠原村	—	27,000	—

2 諸手当に関する状況

(4) 管理職手当

平成31年4月1日 現在 (単位:円)

団体名	課長級	部長級	その他
八王子市	89,600	126,900	—
立川市	80,000	115,000	—
武蔵野市	84,000	102,800	副参事75,100、参事93,500
三鷹市	89,000	115,000	課長補佐・副主幹67,800、担当課長・参事83,000、担当部長106,500
青梅市	80,000	106,500	—
府中市	92,600	115,000	課長補佐73,900、次長106,500
昭島市	75,000	103,000	総務部・子ども家庭部担当課長67,800、 枢要課長80,000、枢要部長115,000
調布市	89,600	115,000	課長補佐67,800、次長106,500
町田市	75,000	120,000	担当課長47,000、特命担当課長65,000、 建築開発審査課長(建築審査担当課長を兼ねる場合)85,000、次長105,000
小金井市	72,800	85,100	—
小平市	79,200	100,200	課長補佐59,800
日野市	79,000	114,000	課長補佐67,000、主幹76,000、参事100,000、危機管理監133,000
東村山市	74,000	94,000	次長83,000
国分寺市	73,400	96,600	統括課長85,000
国立市	73,300	100,400	—
福生市	81,000	105,000	—
狛江市	76,000	103,000	課長補佐62,000、主幹71,000、理事91,000
東大和市	71,000	95,000	参事・会計管理者83,000
清瀬市	67,800	90,300	副参事58,800、参事81,600
東久留米市	65,340	98,800	—
武蔵村山市	67,800	90,300	課長補佐・副主幹50,600
多摩市	80,000	115,000	統括課長106,500
稲城市	73,400	101,700	主幹57,600、統括課長85,900
羽村市	70,000	94,000	—
あきる野市	65,000	90,000	—
西東京市	79,000	99,000	部次長・副参与84,000
瑞穂町	70,000	94,000	—
日の出町	78,000	—	主幹40,000、担当課長60,000
檜原村	78,000	—	主幹65,000
奥多摩町	78,000	—	—
大島町	59,500	—	主幹55,500、統括課長62,300
利島村	49,600	—	主幹46,300
新島村	59,500	—	主幹40,000
神津島村	55,000	—	主幹40,000
三宅村	59,500	—	統括課長62,300
御蔵島村	52,500	—	統括課長54,000
八丈町	59,500	—	課長補佐55,500、統括課長62,300
青ヶ島村	59,500	—	—
小笠原村	59,500	—	—

※ 小金井市: 令和2年1月1日から課長級80,000円、部長級115,000円とすることで規則改正済み。

3 期末・勤勉手当に関する状況

(1) 期末・勤勉手当

平成31年4月1日 現在 (単位:月)

団体名	一般職			課長級			部長級			3月期末	扶養手当の 算入 (勤勉手当)
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計		
八王子市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	—
立川市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	—	有
武蔵野市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.00	2.60	4.60	—	有
三鷹市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	—	—
青梅市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	—	—
府中市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	有	有
昭島市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	—
調布市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	有	有
町田市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	有	—
小金井市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	有	有
小平市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	有	有
日野市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	—
東村山市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	有
国分寺市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	—	—
国立市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	有	—
福生市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	—	有
狛江市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	—	有
東大和市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	有	有
清瀬市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	—	—
東久留米市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	有	有
武蔵村山市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	有
多摩市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	—	有
稲城市	2.55	2.05	4.60	2.15	2.45	4.60	1.95	2.65	4.60	—	—
羽村市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	有
あきる野市	2.60	2.00	4.60	2.20	2.40	4.60	2.00	2.60	4.60	—	有
西東京市	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	有
瑞穂町	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	有	有
日の出町	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	—	—	—	—
檜原村	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	—	—	—	有
奥多摩町	2.60	2.00	4.60	2.60	2.00	4.60	—	—	—	—	有
大島町	2.60	1.85	4.45	2.60	1.85	4.45	—	—	—	—	—
利島村	2.60	1.85	4.45	2.20	2.25	4.45	—	—	—	—	有
新島村	2.60	1.85	4.45	2.60	1.85	4.45	—	—	—	—	—
神津島村	2.60	1.85	4.45	2.60	1.85	4.45	—	—	—	—	—
三宅村	2.60	1.85	4.45	2.60	1.85	4.45	—	—	—	—	—
御蔵島村	2.60	1.85	4.45	2.60	1.85	4.45	—	—	—	—	—
八丈町	2.60	1.85	4.45	2.60	1.85	4.45	—	—	—	—	—
青ヶ島村	2.60	1.85	4.45	2.60	1.85	4.45	—	—	—	—	—
小笠原村	2.60	1.85	4.45	2.20	2.25	4.45	—	—	—	—	—

※ 立川市・東村山市・東大和市・東久留米・あきる野市・瑞穂町: 令和元年6月支給分より、勤勉手当の支給基礎額から扶養手当を除算することと条例改正済み。

3 期末・勤勉手当に関する状況

(2) 職務段階別加算率

平成31年4月1日 現在

団体名	主事	主任	係長(主査)	課長補佐	課長	部長	その他
八王子市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
立川市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
武蔵野市	0%	5%	8%	10%	15%	20%	—
三鷹市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
青梅市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
府中市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	次長18%
昭島市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
調布市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	次長18%
町田市	0%	3%	6%	—	15%	20%	統括係長9%、担当課長10%
小金井市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
小平市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
日野市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
東村山市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	次長15%
国分寺市	0%	3%	6%	—	15%	20%	担当課長13%、担当部長18%
国立市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
福生市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
狛江市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
東大和市	0%	3%	6%	—	15%	20%	参事15%
清瀬市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	副参事13%、参事18%
東久留米市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
武蔵村山市	0%	5%	7%	10%	15%	20%	—
多摩市	0%	4%	6.5%	—	15%	20%	統括課長17%
稲城市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
羽村市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
あきる野市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
西東京市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	部次長・副参与15%
瑞穂町	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
日の出町	0%	3%	6%	10%	15%	—	主査3%、担当係長5%、主幹10%、担当課長12%
檜原村	0%	3%	6%	10%	15%	—	主幹12%
奥多摩町	0%	3%	6%	10%	15%	—	—
大島町	0%	3%	6%	—	15%	—	統括係長10%
利島村	0%	3%	5%	5%	10%	—	主幹7%
新島村	0%	3%	6%	—	15%	—	統括係長10%、主幹12%
神津島村	0%	0%	5%	10%	15%	—	—
三宅村	0%	0%	5%	5%	15%	—	—
御蔵島村	0%	0%	5%	5%	10%	—	統括課長15%
八丈町	0%	3%	6%	15%	15%	—	統括係長10%
青ヶ島村	0%	3%	5%	8%	10%	—	—
小笠原村	0%	0%	5%	5%	10%	—	—

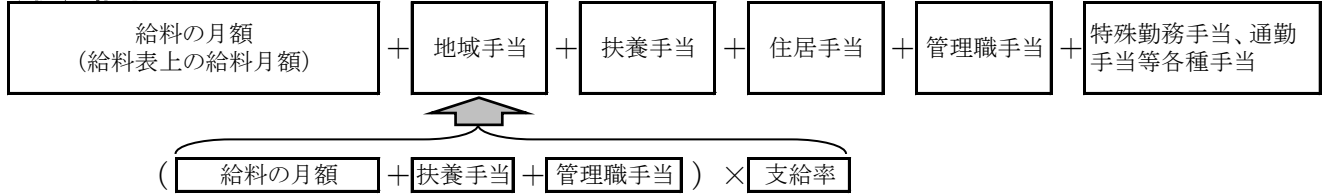
※ 職務段階の区分は、都内市町村における一般的な呼称による分類としている。

※ 武蔵村山市・多摩市：令和2年4月1日から主任3%、係長(主査)6%とすることで規則改正済み。

<参考>給与制度の概要

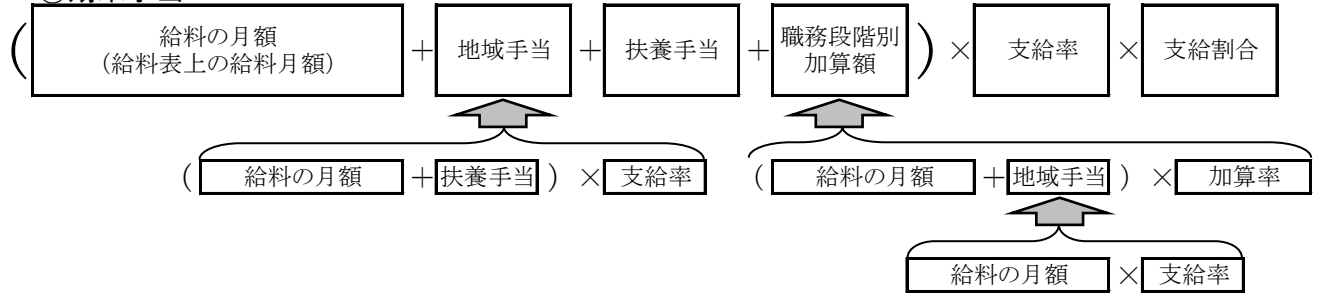
※団体ごとに手当名称や算定方法が異なることがあります。

(1) 例月給与

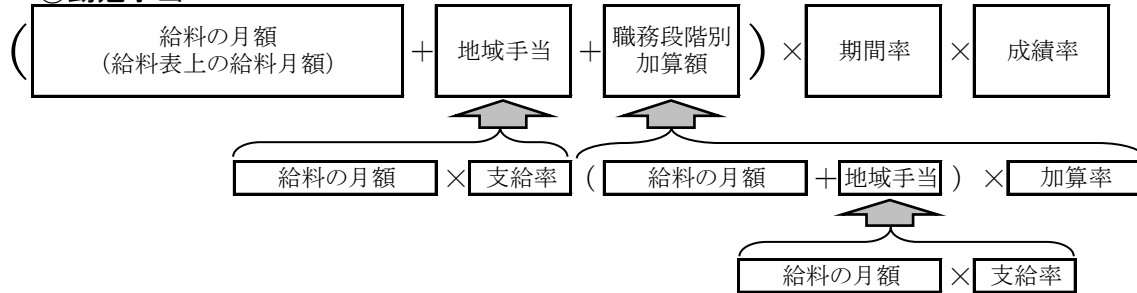


(2) 期末・勤勉手当

① 期末手当



② 勤勉手当



用語の説明

給料表: 職員に支給する給料月額を定めた表。職務の複雑、困難及び責任の度に基づき職務の級に分類されている。また、各級においても号給が分かれており、各職員に対応する給料月額が定められている。

地域手当: 地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当。支給率は団体ごとに国基準が示されている。

扶養手当: 扶養親族を有する職員に対して支給される手当。

住居手当: 借家・借間又は持家に居住する世帯主等の職員に支給される手当。

管理職手当: 管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に鑑みて支給される手当。

特殊勤務手当: 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当。

通勤手当: 通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に支給される手当。

期末手当: 民間における賞与等の特別給との均衡上支給される手当。

勤勉手当: 職員の勤務成績に応じて支給される手当。

職務段階別加算: 役職ごとの職責に応じて定められた加算率で期末・勤勉手当に対して行われる加算。

支給率(期末手当): 民間における賞与等の特別給の支給割合との均衡を考慮して決定される率。

支給割合(期末手当): 在職期間の区分に応じて差が設けられている割合。在職期間から一定の欠勤日数等を除いた日数に応じて算出される。

期間率(勤勉手当): 在職期間の区分に応じて差が設けられている割合。在職期間から一定の欠勤日数等を除いた日数に応じて算出される。

成績率(勤勉手当): 直近の業績評価の評価期間における勤務成績等により変動させる率。